

大札新（ダイサッシン）パートナーズ会則

（名称）

第1条 当会は、「大札新パートナーズ」と称し、企業・団体等による「大札新パートナー」から構成するものであり、札幌市が運営する。

（事務局）

第2条 当会の事務局は、札幌市経済観光局（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎15階）に置く。

（目的）

第3条 札幌市都心部では、北海道新幹線の札幌延伸、冬季オリンピック・パラリンピック招致といった動きと連動し、2030年頃までの間に大規模な再開発が次々と計画されており、オフィスビルの大量供給が見込まれている。この絶好の機会を捉えて、札幌市企業誘致スローガン・ロゴである「大札新」（以下「ロゴ」という。）を活用しながら、札幌市都心部の再開発の状況及び札幌市の企業誘致施策について、官民一体となって広く発信していくことで、道外企業の進出機運の醸成を図っていくことを目的とする。

（会員及び入会手続き）

第4条 会員は当会の目的に賛同する企業・団体及び企業誘致アドバイザーとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業種又は企業・団体は当会への登録をすることができない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業・団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (3) 各種法令等に違反している企業・団体
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業・団体
- (5) 社会問題を起こしている業種又は企業・団体
- (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業・団体
- (7) その他前各号に準ずる業種又は企業・団体

3 大札新パートナーズの会員に登録しようとする者は、前2項に規定する要件を確認のうえ、所定の登録申請書（別記様式1）を事務局に提出又はインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下「電子申請」という。）するものとする。

(会員活動)

第5条 会員は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる活動を展開する。

- (1) 札幌市都心部再開発の認知度向上に寄与する情報発信
- (2) 札幌市都心部への企業誘致の促進に寄与する情報発信
- (3) 市内外で札幌市及び関係機関が実施する企業誘致活動への参加及び協力
- (4) その他本市産業振興及び当会の目的達成に必要な活動

(事務局事業)

第6条 事務局は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ロゴのデータ配布
- (2) 会員に対する本市ビジネス関連情報の提供
- (3) その他当会の目的達成に必要な活動

(入会金及び会費)

第7条 当会の入会金及び会費は、無料とする。

(登録事項の変更)

第8条 会員は、登録情報に変更が生じた場合、事務局へ会員情報変更申請書（別記様式2）を提出するものとする。

(退会手続き)

第9条 退会を希望する会員は、事務局へ退会申請書（別記様式3）を提出するものとする。

(認定の取消し)

第10条 事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合は、退会させることができる。

- (1) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 会員として相応しくない行為を行った場合
- (3) 虚偽その他不正な手段によって会員となった場合
- (4) 当会に入会后、第4条第2項各号に掲げる業種又は企業・団体のいずれかに該当することとなった場合

(個人情報)

第11条 事務局は会員の個人情報を配布物の送付、各種通知、会員管理など本会の目的達成に必要な範囲を超えて利用しない。

(解散及び会則の失効)

第12条 当会は、2031年3月31日限りで、解散するものとする。

2 この会則は、2031年3月31日限りで、その効力を失うものとする。

3 前2項について、経済戦略推進部長が必要と認める場合は、その期限を変更できる

ものとする。

(会則の変更)

第13条 事務局は、この会則について、会員の承諾なく変更できるものとし、変更後は直ちに全ての会員に適用されるものとする。

2 この会則を変更する場合、事務局は会員に対し、文書又はホームページ等で通知するものとする。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は経済戦略推進部長が別に定める。

附 則

この会則は、2022年7月22日から施行する。